実施計画の変更

課題

- ・廃棄物推計量が当初計画時の推計量を大きく上回る。
- ・廃棄物等の撤去後も現場内には浄化が必要となる汚染された地下水が残る。
- ・産廃特措法の期限(平成24年度)までに事業を終了できない。
- ・事業費が当初計画時の事業費を大きく上回る。

変更実施計画(素案)の主な内容

- Ⅱ 特定支障除去等事業の実施範囲
- 2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等
- ・①当初計画時の推計、②平成22年度の再推計、③平成24年度の再推計の各項目により、廃棄物等の量を変更。(P-5~10)
- ・廃棄物等の撤去後も現場内に汚染水が残ることを追加。(P-10)
- Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法
- 4 汚染拡散防止対策
- ・廃棄物等の撤去後も現場内に残る汚染水の浄化手法として、揚水井戸を設置して効率的に揚水することを追加。(P-14)
- ・本県実施計画の前提として、岩手県が地下水の本県側への流入を防止する措置を講ずる必要があることを追加。(P-14)
- ・汚染水対策は、現場内の汚染水等が環境基準を達成し、基準に適合しなくなるおそれがないと認められる時に終了することを追加。(P-15)
- 5 廃棄物等の撤去等
- ・廃棄物等の増加に伴い、撤去完了時期を平成24年度から平成25年度に変更。(P-15)
- ・廃棄物等の撤去完了後、地盤安定化のための場内整備等を行うことを追加。(P-16)
- 6 事業実施期間及び事業費
- ・平成25年度以降の事業計画を現行の事業計画に追加。(P-17)
- ・平成25年度以降の事業費を現行の事業費に追加(P-18)
- Ⅳ 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容
- V これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容
- ・前回の実施計画変更(平成19年3月)以降に原因者等に対して行った措置等を追加。 (P-18~32)
- ・産廃特措法の規定に沿って構成を見直し、Ⅳ及びVを統合。